

簡易公募型（拡大型）プロポーザル方式に係る手続開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

本公示に記載の業務は、参加表明書と技術提案書を同時に提出する試行業務である。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

令和7年 1月21日

分任支出負担行為担当官
東北地方整備局郡山国道事務所長

松原 陽一

1. 業務概要

(1) 業務名 郡山国道事務所改築事業監理業務

(電子入札対象案件及び電子契約対象案件)

(2) 業務の目的

本業務は、郡山国道事務所管内における改築事業（湯野上バイパス、会津防災、矢吹鏡石道路）の効率的で確実な進捗を図ることを目的として実施するものであり、事業の早期完成を目指し、工事完成までに必要となる業務を対象に、官民がパートナーを組み、官民双方の技術・経験を活かしながら、効率的なマネジメントを行うことにより、事業の促進を図ろうとするものである。

(3) 業務内容

- ・全体事業計画の整理 1式
- ・測量・調査・設計業務等に対する指導・調整等 1式
- ・地元及び関係行政機関等との協議等 1式
- ・事業監理等 1式

(4) 本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

テーマ1：事業の供用に向けた関係機関協議、諸手続等を漏れなく確実に実施する上での留意点について

テーマ2：各事業箇所の事業展開のクリティカルを的確に捉え、事業工程及び関係機関協議等を遅滞が生じないように管理する上での留意点について

(5) 履行期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

(6) 本業務は、資料提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい者は、分任支出負担行為担当官（以下、「契約担当官等」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(7) 本業務は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい者は、契約担当官等の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。

- (8) 本入札は、新年度予算が成立し、予算示達がなされていることを前提条件とする入札とする。
- (9) 契約締結日は令和7年4月1日、契約期間の始期は令和7年4月1日とする。ただし、4月2日以降に予算が成立した場合には、契約締結日はその成立日とする。暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは、当面の間、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。
- (10) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

2. 参加資格

2-1. に掲げる資格を満たしている単体企業又は2-2. に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

2-1. 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書及び技術提案書(以下「参加表明書等」という。)の提出時において、東北地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格審査申請の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請を行い受理されている者であり、令和7年4月1日に認定がなされる者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)。令和7年4月1日に、令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務の認定がなされない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした見積に該当し、当該見積は無効とする。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2))の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

2-2. 設計共同体

2-1. に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和7年1月21日付け東北地方整備局長)に示すところにより、局長から郡山国道事務所改築事業監理業務に係る設計共同

体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省大臣官房地方厚生課長、技術調査室長、官庁営繕部建築課長通知）の記7「設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱い」における申請期限の特例については、説明書に示す期間とする。

2-3. 参加表明書等を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、下記の関係にある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、東北地方整備局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ロ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ハ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ニ 組合の理事

ホ その他業務を執行する者であって、イからニまでに掲げる者に準ずる者

2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（設計共同体含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、
その他、上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると
認められる場合。

2-4. 参加表明書等の提出期限までに2-1.(2)の認定を受けていない者も
競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、令和7年4月1日ま
でに認定を受けていなければならない（2-2.に掲げる設計共同体構成員に
についても同様とする。）。

3. 参加表明書の提出者に対する要件

参加表明書等を提出する者は、下記の（1）から（2）のいずれかの実績を1
件以上（設計共同体の場合は、代表者について1件以上）有すること。ただし、
（1）から（2）は、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は
大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成26年度以降公示
日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者（以下「元請け」
という。）

- (1) 自動車専用道路又は一般国道の新設又は改築工事、調査・設計業務に関する
実績
- (2) 自動車専用道路又は一般国道に関するPPP（パブリック・プライベート・
パートナーシップ）又はPM（プロジェクト・マネジメント）、CM（コン
ストラクション・マネジメント）に関する実績

4. 配置予定技術者に対する要件

配置予定技術者に対する要件は説明書による。

5. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定技術者の経験及び能力
- (2) 業務の実施方針、実施フロー、その他
- (3) 評価テーマに関する技術提案

6. 説明書等の入手に関する要件

説明書の交付期間内に、参加表明書等を提出しようとする者の代表者 又は代理権
限のある名義人のICカードにより、電子入札システムから本業務の説明書及び全
ての配付資料（差替・変更分を含む）をダウンロードしていない者又は契約担当官
等の指定する方法（CD-R等による貸与等）での交付を受けていない者が提出し
た参加表明書及び技術提案書は無効とする。

7. 手続等

- (1) 担当部局

〒963-0117 福島県郡山市安積荒井一丁目5番地
国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所 経理課 契約係
TEL 024-946-8161（直通）

- (2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

- 1) 電子入札システムにより交付する。交付期間は公示日から参加表明書及び技術提案書提出期限の日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から18時00分まで（ただし、最終日は16時00分まで。）。
 - 2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない参加希望者に対しては、記録媒体（CD-R等）により電子データを交付するので、7.（1）にその旨連絡すること。
- (3) 参加表明書及び技術提案書の提出期限等
- 提出期限：令和7年2月25日（火）14時00分
- 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下「持参等」という。）により上記7.（1）に提出するものとする。

8. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除。
- (3) 契約書作成の要否 要。
- (4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 7.（1）に同じ。
- (6) 詳細は説明書による。

競争参加者の資格に関する公示

郡山国道事務所改築事業監理業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和7年1月21日

東北地方整備局長 西村 拓

1 業務概要

- (1) 業務名 郡山国道事務所改築事業監理業務
- (2) 業務内容 本業務は、郡山国道事務所管内における改築事業(湯野上バイパス、会津防災、矢吹鏡石道路)の効率的で確実な進捗を図ることを目的として実施するものであり、事業の早期完成を目指し、工事完成までに必要となる業務を対象に、官民がパートナーを組み、官民双方の技術・経験を活かしながら、効率的なマネジメントを行うことにより、事業の促進を図ろうとするものである。
- (3) 履行期限 履行期間は以下の期間を予定している。
令和7年4月1日～令和8年3月31日

2 申請の時期

令和7年1月21日から令和7年2月25日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法
「競争参加資格審査申請書(建設コンサルタント業務等)」(以下「申請書」という。)は、東北地方整備局ホームページ(<https://www.thr.mlit.go.jp>)から入手するものとする。
- (2) 申請書の提出方法及び提出場所
申請者は、申請書に郡山国道事務所改築事業監理業務 設計共同体協定書(4(4)の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、原則として電子メールにより提出すること。
提出場所 〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟
国土交通省 東北地方整備局 総務部 契約課 工事契約調整係
電話 022-225-2171(代)
メールアドレス thr-82shikakushinsa@mlit.go.jp
- (3) 申請書等の作成に用いる言語
申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」(令和6年10月1日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和6年10月1日付け公示」という。)6(測量・建設コンサルタント等業務)の(1)から(4)までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 東北地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格審査申請の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として令和7年1月15日までに申請を行い受理されている者であること。
- ③ 東北地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けていないこと。
- ④ 令和6年10月1日付け公示5(測量・建設コンサルタント等業務)の①から⑤までに該当しない者であること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、郡山国道事務所改築事業監理業務 設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、郡山国道事務所改築事業監理業務 設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、郡山国道事務所改築事業監理業務 設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号)の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

6 資格の有効期間

5の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

7 その他

(1) 設計共同体の名称は、「郡山国道事務所改築事業監理業務△△・××設計共同体」とする。

(2) 全ての構成員は、令和7年4月1日に4(1)②の申請による一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていなければならない。